

団結権侵害に反撃を！

橋下弁護士(前大阪市長)、懲戒委員会に！

- ①初審命令の履行義務違反
- ②弁護士職務規定違反



全国金属機械労働組合 港合同
 大阪市港区南市岡3・6・26
 TEL 06・6583・4858
 FAX 06・6583・4600

二〇一三年十月に、全日建連帯労組、全港湾大阪支部、港合同の三者が、当時の大阪市長であり弁護士の橋下徹氏を大阪弁護士会綱紀委員会に申し立てていた事案について、大阪弁護士会綱紀委員会は、十一月二七日付で対象会員（橋下徹弁護士）を、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨通知しました。

橋下悪政の経過

例えば、橋下知事・市長という動きの中で、大阪の労働環境は大きく変

わりました。知事就任の一年余りで、都構想が発せられ、大阪維新の会の発足により、大阪の政界は激変しました。

これ以降、知事は府下全域でタウンミーティングを実施し、十月には次のような発言を行っています。「大阪市職員は政治活動をしている・・・我々が勝った時には覚悟しとけよ」と労働組合敵視の発言がいたるところで行われました。

二〇一一年の統一地方選挙は、橋下人気にあや

かって、府議会では単独過半数、大阪市、堺市で第一党に躍り出ます。

こうした橋下人気を背景に、知事職を一年残して辞職し、W選挙に打って出たのです。当時の選挙公約は次のようなものでした。「大阪には府知事と市長の二人指揮官がいる。府と市の財源を一人の指揮官に集中させ、大型開発（高速鉄道や高速道路の建設、カジノ賭博誘致などの経済政策）を推進する」。「大阪都構想」又、「職員基本条例」「教育基本条例」等の制定を訴え、現職を破り当選しました。

十九日就任後、組合事

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

務所使用料の減免廃止に
続き、支部の便宜供与が
廃止され、翌年の一月、
チェックオフ打ち切り、
休暇のリセット、一月末
には、市役所庁舎にあっ
た四単組に対して、組合
事務所退去通告が出され
ます。

このような状況は、仕
事納めの日に行った市長
就任の施政方針演説にあ
り、労働組合の「適正化」
を表明し、次のような演
説を行っています。「公
務員組合をのさばらして
おくと国が破綻する、組
合を是正、改善していく」
と述べ、大阪市労連など
大阪市職員の労働組合に
対して、組合事務所の退

去要求、便宜供与の全面
禁止を宣言し、労働組合
活動に干渉し、妨害する
姿勢を宣言したのです。

それ以来、毎日のよう
に組合批判がテレビを通
じて流されました。

四年目の結論

今回事案の対象となっ

たのは、「職員アンケー
ト調査」問題の不当労働
行為を争った事件の、大
阪府労働委員会命令に対
する弁護団の記者会見に
対して橋下市長が会見で
述べた言葉です。

標記①初審命令の履行
義務違反②弁護士職務規
定違反という調査結果の
詳細は、別紙をご覧ください。
さい。

長い時間がかかりまし
たが、当時、橋下市長が
行った様々な発言や言動
は明らかかなパワーハラス
メントであり、辞任した
からと言って見逃すわけ
にはいかないというのが
私たちの方針です。

裁判闘争を闘うぞ！

入れ墨調査を拒否して
懲戒処分を受けて人事委
員会で闘ってきた竹下氏
の判決は市の言い分を認
めた判断となり、竹下氏
を支えてきた懲戒処分を
許さない南大阪の会も、
当該竹下氏もこの判決は
受け入れる事は出来ない
と、大阪地方裁判所に提
訴する事を決定しました。

この方針のもとで十一

月三〇日、入れ墨調査裁
判闘争勝利、団結権確保、
大阪都構想反対のスロー
ガンを掲げて官民連帯の
集会が開催されました。
弁護団、当該、連帯の挨
拶など、会場一杯の熱気
あふれる集会となりました。

官民連帯の闘いが長く
根づいた南大阪の地から、
橋下市長の「職務と言え
ば何しても許されるのか」
「職員の良心や、プライ
バシーは市長と云えども
侵すことは出来ない」と
いう事を裁判の場で明ら
かにしていきたいと考え
ています。

委員長 中村吉政